

目次

○この申告書の用途等 1 ページ
 ○税率一覧表 1～3 ページ
 ●必要書類添付のお願い（必ずご確認ください） 4 ページ
 ○各欄の記載のしかた 5～12 ページ

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、法人事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、本県内の主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の県民局・県民センター（県税事務所）長に1通を提出してください。
- (3) 確定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度又は連結事業年度終了の日から2か月以内（申告の提出期限の延長の承認を受けている場合はその延長された日まで）です。必ず期限内に申告納付してください。
 なお、確定申告書の提出期限の延長が認められている法人については、その延長期間までに申告・納付していただくこととなりますが、延長期間中は原則として延滞金がかかります（地方税法（以下「法」といいます。）第65条、第72条の45の2）。
- (4) 平成22年10月1日以後に解散した法人が、確定申告をする場合にはこの申告書を使用し、事業年度又は連結事業年度終了の日から2か月以内（申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合はその延長された日まで）に、申告納付してください。ただし、残余財産が確定した場合の確定申告の申告納付期限は、残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日とのいずれか早い日となります。

2 税率一覧表

(1) 法人県民税均等割（県民緑税を含む）

法人の区分等		平成18年4月1日以後に開始する事業年度	
公共法人、公益法人等 など		年 22,000 円	
上記以外の法人	資本金等の額	1千万円以下	年 22,000 円
		1千万円超1億円以下	年 55,000 円
		1億円超10億円以下	年 143,000 円
		10億円超50億円以下	年 594,000 円
	50億円超	年 880,000 円	

「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等」に該当するのは、以下の法人です。

(1) 公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）
 公益法人等（法第24条第5項に規定する法人）
 ・法第25条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます
 ・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます

(2) 収益事業を行う人格のない社団等

(3) 一般社団法人・一般財団法人

(4) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます）

【資本金等の額】

資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額をいいます（法人税法施行令第8条、第8条の2）。
 ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします（法第23条第1項第4号の5）。この場合、その事実等を証する書類^{*}の提出が必要となります。

さらに、平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、上記加減算調整後の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、上表内の「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します（法第52条第4項～第6項）。

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として法施行令第6条の25の規定により算定した金額を指します。
^{*}法人税の明細書（別表5(1)）、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書 等
 詳しくはp4「3 必要書類添付のお願い」(1)をご覧ください。

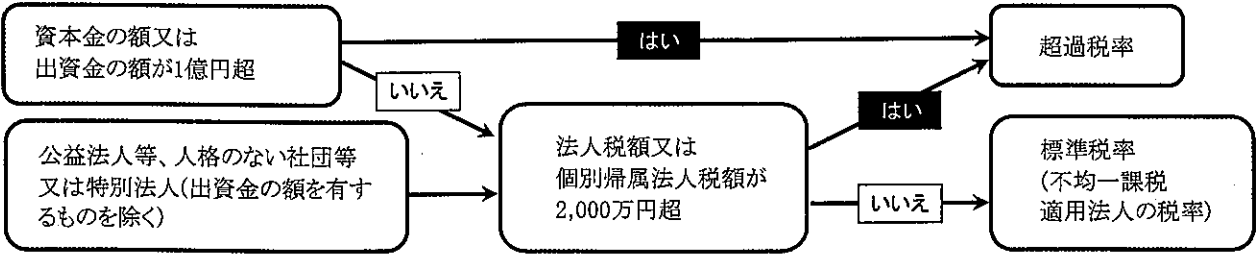
【均等割の計算】

事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割額は、(年額×事務所等を有していた月数)÷12の算式により算出します。

月数の算定は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。また、算出した税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

(2) 法人県民税法人税割

標準税率と超過税率どちらの税率を適用するか判定します。(注)



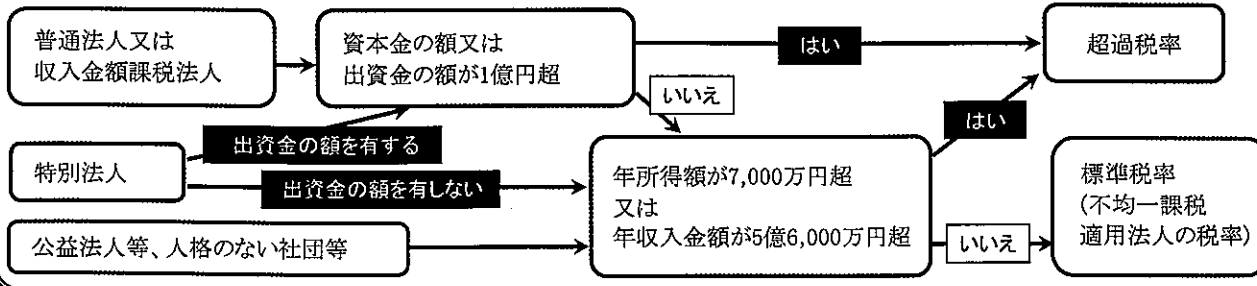
- (注) ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。
- ② 法人税額又は個別帰属法人税額は、税率を乗じる直前の課税対象となる税額(申告書第6号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄が年2,000万円以下※であるかどうか)により判定します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての法人税額又は個別帰属法人税額の判定は、分割される前の総額によります。※H11.10.1からH26.9.30までに開始する事業年度は「1,500万円以下」となります、以下同じ。
- ③ 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合の課税標準となる法人税額(年2,000万円以下)の基準については、次によります。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月とします。
- $$2,000 \text{万円} \times \text{その事業年度又は連結事業年度の月数}$$

12

区分	税率(%)			
	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
法人税割	1.0	1.8	3.2	4.0

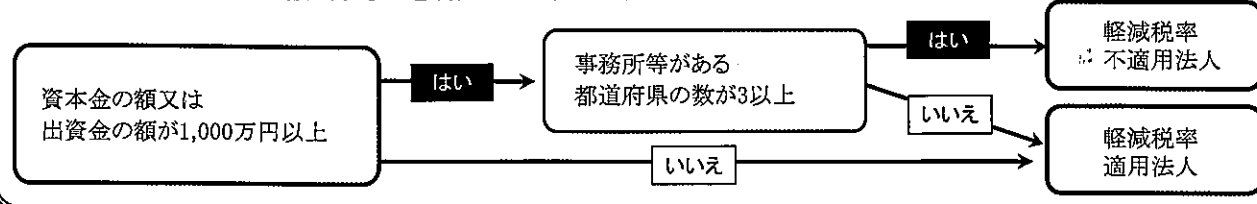
(3) 法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税

1 標準税率と超過税率どちらの税率を適用するか判定します。(注1)



※普通法人、公益法人等、人格のない社団等及び特別法人は年所得額、収入金額課税法人は年収金額により、それぞれ判定してください。

2 軽減税率適用法人に該当するかを判定します。(注2)



- (注1) ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、解散した法人については、解散の日の現況によります。
- ② 所得又は収入金額は、税率を乗じる直前の課税標準額(申告書第6号様式の「所得金額総額②」の欄(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年7,000万円以下※であるかどうか、又は「収入金額総額③」の欄(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年5億6,000万円以下※であるかどうか)により判定します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての所得又は収入金額の判定は、分割される前の総額によります。※H13.3.12からH28.3.11の間に終了する事業年度は、それぞれ「年5,000万円以下」「年4億円以下」となります。以下同じ。
- ③ 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合の所得金額(年7,000万円以下)又は収入金額(年5億6,000万円以下)の基準については、次によります。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
- 7,000万円(所得金額)又は5億6,000万円(収入金額) × その事業年度又は連結事業年度の月数

(注2) 3以上の都道府県に事務所等を有している法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上であるかどうかの判定は、事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、解散した法人の資本金の額又は出資金の額については、解散の日の現況によります。

法人事業税の税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
所得金額課税法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4	3.65
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.1	5.465
		軽減税率不適用法人		7.0	7.48	6.7	7.18
		特別法人 (法人税法別表三に掲げる協同組合等及び医療法人)	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4
年400万円を超える所得	4.9			5.23	4.6	4.93	
軽減税率不適用法人							
収入金額課税法人	電気供給業<発電事業、小売電気事業及び特定卸供給事業を除く。>、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	1.0	1.065	0.9	0.965	
外形標準課税法人	法第72条の2第1項第1号イに規定する法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人・一般財団法人を除く))	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	(0.4)	0.495	(0.3)	0.395
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	(0.7)	0.835	(0.5)	0.635
			年800万円を超える所得	(1.0)	1.18	(0.7)	0.88
		軽減税率不適用法人					
		付加価値割		—	1.26	—	1.26
資本割		—	0.525	—	0.525		

※()内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

※特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

【平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分：5.895%(標準税率5.5%)】

【令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%(標準税率5.7%)】

特別法人事業税及び地方法人特別税の税率表

課税標準	対象法人	税率(%)	
		【特別法人事業税】 令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	【地方法人特別税】 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用外法人	普通法人	37
	特別法人	34.5	43.2
	外形標準課税法人	260	414.2
基準法人収入割額	収入金額課税法人	30	43.2

※基準法人所得割額(基準法人収入割額)：法の規定により標準税率で計算した法人事業税所得割(収入割)額をいいます。

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用される各税率については、兵庫県のホームページをご確認ください。

3 必要書類添付のお願い（本店所在地が兵庫県の法人）

(1) 無償増資、無償減資等を行った法人

均等割の税率区分の基準及び資本割の課税標準となる資本金等の額について、法第23条第1項第4号の2イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。

区 分	添 付 書 類
無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人 （法第23条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）法第23条第1項第4号の5イ(1)）	剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類 ・法人税別表5(1) ・株主総会議事録 ・株主資本等変動計算書 等
無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人 （法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)）	資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類 ・法人税別表5(1) ・株主総会議事録 ・債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋） 等
剰余金を損失の填補に充てた法人 （法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)）	剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類 ・法人税別表5(1) ・株主総会議事録 ・債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋） ・株主資本等変動計算書 等

(2) 法人の区分ごとに提出をお願いする書類

区 分	添 付 書 類
法人税額の特別控除の適用を受ける法人	・ 該当する法人税額の特別控除に関する明細書（写）
連結申告法人	・ 第6号様式別表1の3 課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書(*) ・ 第6号様式別表2の7 控除対象個別帰属調整額の控除明細書(*) (該当法人のみ) （注）連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の連結事業年度に控除対象個別帰属調整額がある場合は、法人税別表7(1)、7の2、7の2付表2も併せて提出してください。 ・ 第6号様式別表2の8 控除対象個別帰属税額の控除明細書(*) (該当法人のみ) ・ 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書、法人税別表4の2付表 ※今年度より第6号様式別表1の3、2の5、2の7、2の8の封入を取りやめておりますのでご了承ください。 様式は兵庫県ホームページよりダウンロードいただけます。
医療法人	・ 第6号様式別表5 所得金額に関する計算書(*) ・ 医療法人の非課税となる所得金額の計算書(*)、医療収入等明細書(*)、介護保険収入等の内訳書(*) (該当法人のみ) ・ 貸借対照表、損益計算書（雑損益の内訳書含む） ・ 法人税別表4
課税事業と非課税事業（林業又は鉱物の掘採事業若しくは農事組合法人が行う農業）を併せて行う法人	・ 第6号様式別表5 所得金額に関する計算書(*) ・ 非課税所得計算書(*) (非課税事業を併せて行う法人) ・ 貸借対照表、損益計算書（雑損益の内訳書含む）
外国に事務所等を有する内国法人、法人税が課されない法人	・ 法人税別表4、12(14) (該当法人のみ) ・ 法人税別表6(2)付表1 (外国に事務所等を有する内国法人)
収入金額課税法人 （電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人）	・ 第6号様式別表6(*)～8 収入金額に関する計算書 ・ 貸借対照表、損益計算書（雑損益の内訳書含む） ・ 電気供給業様式（別紙1～4）(*)【兵庫県独自様式】 ・ 法人税別表4
外形標準課税適用法人 （法第72条の2第1項第1号イに掲げる資本金1億円超の法人）	・ 地方税法施行規則様式で定める別表(*)及び貸借対照表、損益計算書 ・ 付加価値額に係る積算の内訳書(*)【兵庫県独自様式】 ・ 法人税別表4、5(1)、5(2)、8(1)

※(*)の様式は、兵庫県のホームページ（サイト内検索 [県税 申請書等ダウンロード](#) [検索](#)）からダウンロードできます。

※上記は主なものであり、別途個別に提出をお願いする場合があります。

4 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1	「※処理事項」	記載する必要はありません。
2	金額の単位区分(けた)のある欄 単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印(電子申告の場合は-(マイナス))を付して記載してください。	
3	「法人番号」 法人番号(13桁)を記載します。	
4	「この申告の基礎」 法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載します。	
5	「所在地」 本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、兵庫県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6	「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7	「事業種目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して(電子申告の場合はチェック欄にチェックして)記載してください。	
8	「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」 期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9	「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」 当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りません。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の7に規定する受託法人 (ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10	「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11	「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額	
12	「道府県民税 事業税 特別法人事業税 の申告書」 空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。

欄	記載のしかた	留意事項
	第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	
13	法人税法の規定に基づいて計算した法人税額(①) 法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の10の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、()内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額(②) 下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第42条の4第3項(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
15	還付法人税額等の控除額(③) 第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16	退職年金等積立金に係る法人税額(④) 法人税の申告書(別表20)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった

欄	記載のしかた	留意事項
		法人（第6号様式別表1を提出する法人に限り、）連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、）は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17	「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	
	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限り、）連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限り、）連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限り、） 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18	「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑥」	
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の兵庫区分の金額を記載します。	(1) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19	「法人税割額 (⑤又は⑥× $\frac{100}{100}$) ⑦」	
	兵庫県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。	(1) 税率は、「2 税率一覧表」を参照してください。 (2) 記載にあたっては申告書の裏面の「申告書の記載について」を参照してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20	「道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑧」	
	第7号の3様式の⑳の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21	「税額控除超過額相当額等の加算額 ⑨」	
	第7号の2様式別表7（その1）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の兵庫区分の金額）又は第7号の2様式別表7（その2）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京部分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22	「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑩」	
	第7号様式（その1）の⑩の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の兵庫区分の金額）又は第7号様式（その2）の⑩の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑫の欄の金額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23	「外国の法人税等の額の控除額 ⑪」	
	第7号の2様式（その1）の⑪の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑫の欄の兵庫区分の金額）又は第7号の2様式（その2）の⑪の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京部分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24	「差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬」	
	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25	「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑭」	
	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準	

欄	記載のしかた	留意事項
	用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26	「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬」	
	「⑬の欄の金額－⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
27	「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑰」	
	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
28	「円× $\frac{\text{⑱}}{12}$ 」	
	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。	(1) 均等割の税率は、「2 税率一覧表」を参照してください。 (事務所等を有していた月数が12月に満たない場合は、年額に事務所等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定します。) (2) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
29	「この申告により納付すべき道府県民税額 ⑲+⑳ ㉑」	
	⑲又は⑳の欄に△印(電子申告の場合は－(マイナス))を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、原則として、△印(電子申告の場合は－(マイナス))を付した⑲又は⑳の欄の金額を零として計算します。	
30	「㉑のうち見込納付額 ㉒」	
	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。)が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人)に限ります。)を含みます。)が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
31	「東京都に申告する場合の㉓の計算」(㉔から㉗までの欄)	
		東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。
32	事業税の「所得割」(㉘から㉚までの欄)	
	(1) ㉘の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉙の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉙の欄の金額から㉙の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 2以上の道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、兵庫県分の金額を記載します。 (ロ) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉘及び㉙の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉘、㉙及び㉚の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉘の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉘の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えるときの㉘の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙及び㉚の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。 (3) 軽減税率が適用されない法人とは、事業年度の末日(解散

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(二) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉕の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉖の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉗の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉘の欄に、年10億円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉚の欄の課税標準額は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉛から㉞までの各欄の課税標準額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>した法人にあっては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉔の欄に記載します。</p> <p>(5) 税率は、「2 税率一覧表」を参照してください。</p> <p>(6) 記載にあたっては、申告書裏面の「申告書の記載について」を参照してください。</p>
33	<p>「付加価値割」(㉑及び㉒の欄)</p>	
	<p>(1) ㉑の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉒の欄の課税標準額は、兵庫県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
34	<p>「資本割」(㉓及び㉔の欄)</p>	
	<p>(1) ㉓の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉓の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄の課税標準額は、兵庫県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉓の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35	<p>「収入割」(㉕及び㉖の欄)</p>	
	<p>収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉕の欄は、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の㉕の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の㉕の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の㉕の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の㉕の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉕の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉖の欄の課税標準額は、兵庫県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉕の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>税率は、「2 税率一覧表」を参照してください。</p>
36	<p>「事業税の特定寄附金税額控除額」(㉗)</p>	
	<p>第7号の3様式の㉗の欄の金額を記載します。</p>	
37	<p>「差引事業税額」(㉘-㉙-㉚-㉛)</p>	
	<p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
38	<p>「租税条約の実施に係る事業税額の控除額」(㉜)</p>	
	<p>「㉜の欄の金額-㉝の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
39	<p>「この申告により納付すべき事業税額」(㉞-㉟-㊱-㊲)及び「㊳の内訳」の各欄(㊴から㊵までの欄)</p>	
	<p>㊴の欄は、㉞の欄から㉟の欄及び㊱の欄の金額を控除した金額を記載し、㊲から㊵までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㊲から㊵までの欄に負数が生</p>	<p>「㊳の内訳」の各欄の記載における㊴の欄の金額の控除について</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。</p>	<p>は、④⑦の欄、④⑧の欄、④⑨の欄、⑤⑩の欄の順に行います。</p>
40	<p>「④⑥のうち見込納付額 ④」</p> <p>④の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
41	<p>「差引 ④⑥-⑤」</p> <p>⑤の欄は、④の欄から⑥の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	
42	<p>「所得割に係る特別法人事業税額 ③」（⑤の内訳）</p> <p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計②」又は「軽減税率不適用法人の金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。</p>	
43	<p>「収入割に係る特別法人事業税額 ④」（⑤の内訳）</p> <p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額 ⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。</p>	
44	<p>「差引特別法人事業税額 ⑤-⑥ ⑤」</p> <p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
45	<p>「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑨」</p> <p>「⑦の欄の金額-⑧の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。</p>	
46	<p>「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑦-⑧-⑨ ⑦」</p> <p>⑦の欄は、⑦の欄から⑧の欄及び⑨の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	
47	<p>「④⑥のうち見込納付額 ⑥」</p> <p>事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
48	<p>「差引 ④⑥-⑥」</p> <p>⑥の欄は、④の欄から⑥の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	
49	<p>「所得金額の計算の内訳」（③から⑩までの欄）</p> <p>第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。</p> <p>(1) ③の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。</p> <p>ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載してください。</p> <p>(2) ④の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。</p> <p>(3) ⑤の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限り）を記載します。</p> <p>(4) ⑥の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限り）を記載します。</p> <p>(5) ⑦の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は令和2年旧法人税法第69条若しくは第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の38の欄に記載した金額を記載します。</p> <p>(6) ⑧の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条若しくは令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑩の欄若しくは第6号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。</p>	
50	<p>「法人税の所得金額又は個別所得金額 ⑩」</p> <p>連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
51	「 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦ 」	
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑩、⑭及び⑯の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52	「 還付請求の「中間納付額⑯ 」	
	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑱の欄に記載した事業税額及び⑲の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
53	「 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 」	
	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1）の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54	「 法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額 」	
	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
55	「 申告期限の延長の処分（承認）の有無の「事業税」 」	
	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第4項、第5項若しくは第7項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで（電子申告の場合はチェック欄にチェックして）表示します。	
56	「 申告期限の延長の処分（承認）の有無の「法人税」 」	
	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで（電子申告の場合はチェック欄にチェックして）表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
57	「 法人税の申告書の種類 」	
	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで（電子申告の場合はチェック欄にチェックして）表示します。 (1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
58	「 翌期の中間申告の要否 」	
	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。） * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合は、6を当該月数	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>に読み替えて計算します。</p> <p>(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
59	「 国外関連者の有無 」	
	<p>外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

※申告書、記載の手引の「各欄の記載のしかた」及び「留意事項」中の法人税の明細書の欄の番号や引用事項等は、申告書及び手引きの作成時期や適用事業年度の違い等により、表記の番号や引用条項等とズレが生じる場合があります。その際は、必要な読み替えをしていただきますようお願いします。

【事業年度が1年に満たない場合の計算例】

事業年度が1年に満たない法人の軽減税率の適用を受ける所得は、次の算式により計算した金額となります。

$$\frac{400 \text{ 万円 (800 万円)} \times \text{その事業年度の月数} \times}{12}$$

(例) 資本金：500万円、所得金額：4,124,380円、事業年度：5か月

所得の区分	計 算	段階ごとの課税標準
年 400 万円以下の金額	4,000,000 × 5 ÷ 12 = 1,666,666 円	1,666,000 円
年 400 万円を超え	8,000,000 × 5 ÷ 12 = 3,333,333 円	1,666,000 円
年 800 万円以下の金額	3,333,333 - 1,666,666 = 1,666,667 円	
年 800 万円を超える金額	4,124,380 - 3,333,333 = 791,047 円	791,000 円

(注) 所得及び段階ごとの課税標準額の計算は、端数を切り捨てる前の金額で行います。

※この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

超過課税を活用した県政の推進

兵庫県では、関係法人のご理解・ご協力を得ながら次のような超過課税を実施しており、県政を推進するための貴重な財源として活用しています。

法人県民税（法人税割）超過課税

昭和49年から、勤労者の多様な働き方と生き方及び健康で豊かな生活環境の確保を推進する事業の貴重な財源として活用しています。

○税率：標準税率1.0%に0.8%を上乗せ

○現在取り組んでいる事業

- ・勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援
- ・子育てと仕事の両立支援
- ・子育て世帯への支援

法人事業税超過課税

昭和51年から、県内産業の発展や県民生活の安定基盤となる産業・雇用の復興などの事業の貴重な財源として活用しています。

○税率：標準税率の1.05倍（特別法人事業税を含む。）

○現在取り組んでいる事業

- ・ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造
- ・稼ぐ力を持つ産業の強化
- ・環境変化に対応し、挑戦する人材の強化
- ・地域の魅力で沸き起こる交流の強化
- ・産業立地基盤整備・防災力の強化

県民緑税（県民税均等割超過課税）

豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割超過課税）を導入し、森林の防災面での機能を高める「災害に強い森づくり」や、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めています。

○税率（年額）：個人：800円、法人：資本金等の額に応じて2,000円～80,000円

法人県民税・事業税、特別法人事業税の申告は 電子申告をご利用ください！

※大法人については令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されています。

兵庫県では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用し、法人県民税・事業税、特別法人事業税の電子申告ができますので、ぜひご利用ください。

eLTAXの特徴

- ・自宅やオフィスから申告等の手続を行うことができます
- ・複数の地方公共団体に対する申告を、1回のデータ送信で行えます
- ・PCdeskのチェック機能により、入力及び計算等の誤りを防止できます
- ・eLTAXに対応した市販の税務会計ソフトで作成した申告データを利用できます

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

エルタックス

検索

eLTAXサポートデスク（ヘルプデスク）	
電話番号	0570-081459（ハイシニコク） 上記の電話番号でつながらない場合は、「03-5521-0019」
受付日	月～金（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は休業）
受付時間	9:00～17:00